羽生市立井泉小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

1 いじめ

〈予防対策〉

- ア 道徳教育を核にして、心の教育の充実を図る。
- イ 教育相談体制の確立を図る。
- ウ 早期発見のチェックポイントを職員・保護者で共通理解する。
- エ 教師による児童への不公平や不適切な言動のないよう、教師の感性を磨く。
- オ楽しい授業、わかる授業の展開に努める。
- カ 学級内で協力し合える人間関係を醸成する。

〈発生時の対策〉

- ア 指導方針会議を開き、問題解決に向けての見通しを立てる。
 - (校長·教頭·教務主任·生徒指導主任·学年主任·担任·養護教諭他)
- イ いじめは絶対に許されないという態度で指導にあたる。
- ウ 全職員の共通理解、共通行動のもとに指導にあたる。
- エ 窓口を一本化し、教育委員会へ報告し必要な指示を受けるとともに、マスコミ対応にあたる。
- オ 関係保護者の理解、協力のもとに指導にあたる。
- カ いじめられた子どもの立場に立って、指導にあたるとともに、いじめた側の子どもの人格、人権にも配慮する。

〈事後の対策〉

- ア 事実関係を調査し、全容を明らかにする。
- イ 再発防止に向け、児童の内面に響し、全体指導の場や個別指導の場を設ける。
- ウ 関係児童の様子を経過観察し、変容を見届ける。